

講演：地域再生エリアマネジメント負担金制度について

内閣府地方創生推進事務局 審議官 青柳 一郎 氏

(青柳一郎氏 以下、青柳) 内閣府地方創生推進事務局審議官の青柳です。

「地域再生エリアマネジメント負担金制度」は、6月1日によりやく地域再生法の改正法案が公布されました。昨年のシンポジウムでも、こんなことを考えていますとお話をさせていただきましたが、今日はその内容と背景と経緯も含めてお話をさせていただきたいと思えます。背景は、エリアマネジメント団体の収入源と直面している課題ですが、財政面の課題が人材面の課題に加えて大きいです。2年前に、内閣府でエリアマネジメントの検討会というのが行われて、それが内閣府における出発点です。私は国土交通省の出身で、7、8年前に都市局にいたときにもエリアマネジメントは話題としてあったが、なかなか財源の議論までは触れていませんでした。検討会に小林先生に入ってください、いろいろと今後の方向性ということで検討を進められました。中間とりまとめとしては、エリアマネジメント活動の財源確保策について検討を継続していくということで、昨年12月の閣議決定前、昨夏に閣議決定した「まち・ひと・しごと」の基本方針のところで検討を進めていきますよと謳ったわけですが、最初私自身はエリアマネジメントの活動を勉強している中で、どれだけの費用をかけてどれだけの効果があるかが見えてこない、どういうふうに制度を仕込むか分からないと思っていました。昨年の4月に、京都大学の研究会に参加させてもらって、研究されている先生方の話を伺う中で、日本でも研究が進んでおり、どれだけのお金をかけてどれだけの効果があるのか突き詰めて考えて待っていても、制度化は難しいと思って、それならアメリカ、イギリス、ドイツなどでも、BIDの制度があるので、日本においてもトライしてみようと制度化にむけて検討を進めることにしました。去年4月までは、今あるような仕組みじゃなくて協定に近い内容で法制化しようかという話もありましたが、先生方の研究成果や活動の実態を踏まえると、正面から制度化を検討してもよいのではないかとスタートしました。

手元の資料の負担金制度、一番のポイントはフリーライダーの問題を解決するために、一定の賛成多数のもとで負担金に反対する人からも強制的に徴収できるようにしたいということです。スタートは市町村が地域再生計画を申請して、国から認定を受けた上で、エリアマネジメント団体が計画をつくって市町村に対して申請し、市町村は認定と同時に負担金の条例をつくり、受益者である事業者から負担金を徴収して、徴収された負担金をエリアマネジメント団体に交付をして活動を行うという流れです。更に賛成要件というのが、受益者の三分の二の賛成を受ければOKだということです。なぜ地域再生法にエリアマネジメント負担金制度を位置づけたのかというと、内閣府が担当する地域再生法が、日本全国どこでも使える仕組みだということと、官民連携して、国も自治体も絡む形で後押しができるということでこの仕組みを設けました。受益者負担金制度という形ですが、エリアマネジメント活動によって何らかの利益が出たら、利益の限度においては負担金を徴収してもよいのではな

いかということで、既存の法令では公物管理で受益者負担金というのがありますが、これは賛成多数ではなく要件に合致すれば徴収できるとなっているが、仕組み自体が条文一条だけ書いている中でほとんど活用されていない、下水道だけがいっぱいあるという状態でした。「税ではないのか」というところについては総務省といろいろと議論させていただきましたが、租税ですと利益を受ける者の範囲が広範囲になりますし、個々の受益を厳格に評価しがたいという性格があるだろうと。今回創始したエリアを限った特定の地域の一定の集団からとるのは簡素、公平、中立の税制の仕組みからすると、馴染みにくいのではないかとご意見があって負担金という形にしています。負担金制度の対象となるエリアマネジメント活動ということで、ある事業によって利益を受ける者からその利益の限度において負担金の徴収をする、受益については定量的に金銭的価値として評価できることが必要、賑わいの創出によって事業者の事業機会の拡大、収益性の向上といった経済活動が生じる活動とありますが、固く考えるよりも、受益がある程度想定できるものであれば、できるだけOKにしたいなと思いながら制度化を検討してきました。先程の条文上の来訪者、滞在者の利便の増進する、施設や設備の設置に関する活動、これは施設設備の設置管理のハードも対象となります。それから、来訪者滞在者を増加させるための活動、賑わいの創出に伴い必要な巡回警備や清掃。メリットが生まれるものであれば、ハード、ソフトに限らずいずれもOKですということで条文上の整理をしています。負担金の徴収の対象となる事業者ですが、エリアマネジメント活動による受益があることが必要であるということです。対象となる事業者の例として、下に小売サービス事業者とかの不動産貸付業者とありますが、書いていないものとして下の注意書きとして、一般的に総務、人事、経理等の管理部門のみを有している事業者とかB to Bの事業者は対象外とあります。書いてはいないですが、住宅も対象外と整理しました。当初は一般的にエリアマネジメント活動は、住宅地域でも行われていることから読み込めないかと内閣法制局の方と議論を進めていたのですが、強制的に徴収となると、反対される方から、「何で取るのだ」「根拠はなんだ」と言われたときにちゃんと負担金によってメリットが生まれるはずだと説明できないとだめだろうと。日本の現状だと、住宅地域でエリアマネジメント活動をやって経済的な利益を算定できるという状態はなかなか難しいと思って、事業者としています。先程のエリアマネジメント活動も、いわゆる防災などの環境整備とかも条文上否定はされていないが、なかなかストレートに経済的な受益を算定しにくいので難しい。これは今後実績と受益の算定の仕組みをどんどん進化をさせていくと、制度も変えるかもしれませんし、解釈上も認められる可能性があります。

実施主体に関しては、交付金を市町村から受けて活動を行ってもらい、場合によっては監督対象とか報告徴収という話になり得ます。市町村に代わって負担金を自主的に徴収できる仕組みにしていますので、法人格というものは少なくとも必要です。何らかの法人格を有する者ということで、いわゆる任意団体は実施主体になることはできません。

手続きの流れについて、地域再生計画、地域再生制度の概要は割愛します。エリアマネジメント団体による活動計画の作成ということで、受益事業者の三分の二以上の同意を得た

上で、計画を作成して市町村長の認定を受ける必要がある、これがある意味ではポイントになってくるところですが、計画の必須記載事項はいろいろと議論がありまして、いろいろな要素を書きなさいと言うことになっています。区域、それから活動の目標、活動内容、活動によって事業者が受けると見込まれる利益の内容と程度、事業者の範囲、計画期間、それから資金計画。それ以外の活動があったら、それも書いてもらいます。エリアマネジメント活動というのは、従来はなんとなく地域にとってよいことだからみんな協力してやりましょうと、ノリの感覚でやっていた部分も多分にあったかと思いますが、これからエリアマネジメント活動を全国的な広がりをもって、進化、高度化をしていくことを考えた場合にはきちんとした根拠とプランニングのもとに進めていく必要があるだろうということで、活動を高度化させるためにはこういうものを一回つくってみて、それを市町村からオーソライズを受けた上で進めていき、それによって一部反対する人がいたとしても説得力を持つ形で事業を進めることができるだろうということです。

これらの項目をどこまでどういうふうを書くのかというのは、これからガイドラインなどをつくっていきますが、我々自身もどこまでと見えているわけではありませんので、ぜひお集まりの各皆様方には内閣府の方にお問い合わせ、ご相談をいただいて一緒になって、より説得力のあるものをつくっていきたいと。

当然エリアごとに内容も置かれている状況も違うと思いますので、そこはできるだけ柔軟に対応をしていきたいと思っておりますので、まずはご相談をというところです。

次の市町村の認定では、一応いくつか認定基準がありますが、一般的な話が大体書いてあると思ってください。一点だけ、認定基準の一番下に「特定の者に対して不当に差別的な取扱いをするものでないこと」とありますが、これは同じ条件のエリア内の事業者で扱いを異ならせるというのは良くないということで、場合によっては負担金の徴収コストの関係で非常に小さい事業者は徴収対象外にするなどということは認められるだろうと思っております。

市町村による負担金の徴収と交付金の交付については、負担金の徴収の三つ目、督促を行なった上で滞納処分の条例によって徴収可能だということで、制度上は強制徴収が可能になっています。実際そこまでいくかというところはあるとは思いますが。

それから三分の二以上の事業者の同意と言いましたが、たぶん三分の一が反対するようなエリアでは事業活動自体うまくいかないでしょうから、実際にはほとんどが賛成をしているが、なかなかあまのじゃくな人がいるようなところ、なんとか最後の一步で認めてもらいたいというようなときに、こういったしっかりした制度に乗った上で負担金をとっていくということになるかと思っております。

活動の実施と監督ということで、認定取り消しとか、三分の一以上が反対したら取消しがあるとか、監督規定を置いていますとか、非常に堅苦しいかもしれないが、念のためというところです。

導入に向けた支援というのは、今までのエリアマネジメントの負担金制度は、あくまで民

間のエリアマネジメント活動を行うエリア内の民間事業者さんからお金を負担金としてとって、それを市町村から交付をするという民間財源のお話ですが、今回地方創生推進交付金という内閣府の補助金についても、エリアマネジメントについては、一自治体で事業者の制限があるが、別枠で一事業追加してつけられる形で支援ができるようにしました。

特にエリアマネジメント活動は初期の段階では、民間だけの活動ではなく行政も支援できるところはいっしょになってやったほうがよかろうということで、国の補助金支援も、一生懸命やっていきたいということで考えているところです。ひと通りこのように制度化を図ったところですが、今までも既に大丸有さんをはじめとして、各地でエリアマネジメント活動が行われております。今回創設した負担金制度に、まるごと移行するというのでは必ずしもなく、使えるところを使っていたきたいですし、先ほどは対象事業者だとか対象活動という話をしましたが、あくまでこれは法律上の強制徴収という非常に強い仕組みに効果が結びついているので、こんな固い話になっていますが、任意の世界で行うパートがあっても当然いいわけで、そこは組み合わせをしていただいた上で、ちょうどこれに馴染むものについては活用していただければと。

ただ、この仕組みは、いろいろな計画事項、活動の内容 PDCA でもチェックをしていくという流れの中でいきますと、よりよい活動につなげていくためには、どんどん実績も増えていかなければいけないと思っております。そういう意味でも、ぜひ私ども国と一緒に、エリアマネジメント団体の方々が、この制度を活用してさらに活発なエリアマネジメントが全国で展開されることを願っておりますので、どうか今後とも活用のほどをよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。